

公立学校共済組合三島医療センター運営受託者公募要項

2018年12月

公立学校共済組合四国中央病院

目次

1 募集の目的	3
2 施設の現状等	3
(1) 名称・機能等	
(2) 建物・敷地等	
(3) 施設の構成	
3 委託条件	4
(1) 運営委託方法	
(2) 委託の範囲	
(3) 委託業務の専門業者への再委託	
(4) 個人情報の取扱い	
(5) 関係法令等の遵守	
(6) 使用上の制限等	
(7) 運営委託予定期間	
(8) 委託契約終了時の扱い	
(9) 運営委託料等	
(10) 施設使用料	
(11) 中途解約	
(12) 職員の雇用	
(13) 運営受託者と四国中央病院の責任分担	
(14) 収入および支出に関する事項	
(15) 休診日	
(16) 診療時間	
(17) 年間事業計画	
(18) 業務報告	
(19) 帳簿の保存	
(20) 会計監査	
(21) 事業報告及び決算報告の提出	
(22) 医療事故等への対応	
(23) 損害賠償	
(24) 施設・設備の保全	
(25) 備品等の貸与	
(26) 消耗品等の引継ぎ	
(27) 権利譲渡等の制限	
4 運営委託終了後の移譲	10
5 応募者の資格	11
6 応募書類の提出	12
(1) 提出書類及び部数	
(2) 提出期限と提出方法	

(3) 提出場所	
(4) 留意事項	
(5) 現地説明会の開催	
(6) 質問事項の受付及び回答	
(7) 企画コンペ実施スケジュール	
(8) 留意事項	
7 運営受託予定者の選定	15
(1) 運営受託予定者の選定方法	
(2) 選定審査対象からの除外	
(3) 審査基準	
8 運営受託予定者選定後の手続等	15
9 契約方法に関する事項	15
10 暴力団等排除要請による契約の解除	16
11 不当介入に係る通報等の義務	16
12 事業の継続が困難になった場合における措置	17
(1) 四国中央病院への報告	
(2) 運営受託者に対する実地調査等	
(3) 運営受託者の破産等	
(4) 四国中央病院に対する損害賠償	
(5) その他、不可抗力の場合	
13 その他	17
(1) 業務開始までの間における決定の取消し	
(2) 応募に係る経費	
(3) 提出書類の取扱い	
(4) 応募書類の著作権	
(5) 使用言語及び通貨	
(6) 運営受託者が運営を開始するまでの引継ぎ	
14 募集要項に関する問合せ先	18

公立学校共済組合三島医療センター運営受託者公募要項

1 募集の目的

宇摩医療圏（四国中央市）の地域医療の充実及び職域病院としての医療機能の充実を図るため、公立学校共済組合四国中央病院（以下「四国中央病院」という。）の分院である公立学校共済組合三島医療センター（以下「三島医療センター」という。）の運営を継続的かつ発展的に担うことのできる運営受託者を選定します。

2 施設の現状等

(1) 名称・機能等

- ① 名称 公立学校共済組合三島医療センター
- ② 所在地 愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前 1684 番 2
- ③ 標榜診療科 内科・循環器内科・呼吸器内科・整形外科・放射線科
- ④ 病床数 70 床（一般病床 66 床・感染症病床 4 床）
- ⑤ 病院機能 保険医療機関指定・結核指定医療機関・第二種感染症指定医療機関・生活保護法指定医療機関・労災保険指定医療機関・エイズ基幹診療協力病院・被爆者一般疾病医療機関・難病医療協力病院
- ⑥ 承認基準 休床前は特別入院基本料算定等
- ⑦ 病棟勤務体制 休床前は 3 交代制

(2) 建物・敷地等

- ① 建物及び構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 1 階 地上 5 階建
※附属建物としてプロパン庫あり
- ② 建物面積 延床面積 11,255.9 m²（登記簿上）
- ③ 敷地面積 19,998.65 m²（登記簿上）
- ④ 主な施設・設備等
超伝導磁気共鳴診断装置・自動化学分析装置・全自動錠剤分包器
エックス線 TV 装置等
- ⑤ 駐車場 236 台
- ⑥ 職員住宅 敷地内に職員宿舎等が 3 棟あるが、現在当院職員及び他団体が使用しているため、使用を希望する場合は別途協議する。
- ⑦ 職員駐車場 現在当院職員及び他団体が使用しているため、使用を希望する場合は別途協議します。

(3) 施設の構成

区分（整備年月）		建物の内容	延床面積
病棟 （平成 4 年 3 月 31 日）	地下 1 階	厨房、機械室、電気室、受水槽	1,314.25 m ²
	1 階	受付、会計、内科、整形外科、リハビリ 調剤室、血液・生理・一般検査室	3,629.69 m ²

	2階	手術室、消毒作業室、生化学検査室	2,074.91 m ²
	3階	予備室 35 室	1,997.18 m ²
	4階	66床(休床)、感染症病床 4床(休床)	2,032.87 m ²
	5階	屋根	207.00 m ²
	P H階		55.62 m ²
プロパン庫			20.84 m ²

3 委託条件

(1) 運営委託方法

四国中央病院と運営受託者において、公立学校共済組合三島医療センター運営委託契約(以下「委託契約」という。)を締結の上、三島医療センターの運営を行うものとします。

(2) 委託の範囲

運営受託者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。申請に当たっては、業務区分ごとに具体的な仕様を検討し、提案してください。

① 診療等に関する業務

三島医療センターが提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務(診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等すべての業務)

i 基本的な医療機能

ア 基本的な医療機能

(ア) 日常的に必要な医療を提供すること。

(イ) 二次救急輪番体制に参加すること。

ii 診療科

一般内科、整形外科及びリハビリテーション科を有することとし、その他の診療科については四国中央病院と別途協議することとします。

iii 外来診療体制

各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。

iv 入院診療体制

ア 最大で 70 床(一般病床 66 床・感染症病床 4 床)で運営することとします。

イ 安全管理、感染防止に十分配慮した運営を行うこと。

v 看護

ア 看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。

イ 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。

ウ 看護基準・手順が定められていること。

エ 体系的な継続教育を行うこと。

vi 医療の質の向上に向けた取組

ア 安全管理に基づく医療の提供を行うこと。

イ 院内感染対策を行うこと。

ウ 医療倫理に基づく医療の提供を行うこと。

- vii 患者及び来院者へのサービス提供
患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行うこと。
- viii 患者の引継ぎ
通院している外来患者を引き継ぐこと。
- ix 病院及びスタッフ（医師、看護師、その他の病院職員）の管理体制
 - ア 病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとする。
 - イ 医師の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。
 - ウ 看護師確保のため、適切な勤務体制の整備など働きやすい環境づくりに努めること。
 - エ 意志決定、指示、報告等の責任体制を病棟、外来、部門ごとに明確にして整備すること。
- ② 施設の管理に関する業務
 - i 施設及び設備の維持管理業務
施設、設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の水準を維持するよう努めるものとします。
なお、管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとします。
施設及び設備の維持、修繕は、必要に応じて運営受託者が行い、費用についても原則として運営受託者の負担とします。
また、施設及び設備の改良、大規模改修（経年劣化によるもの）は、必要に応じて、四国中央病院と運営受託者が協議を行うものとします。
 - ii 物品（医療機器、什器備品類等）管理業務
物品の更新は、必要に応じて運営受託者が行い、費用についても原則として運営受託者の負担とします。
 - iii 病院の利用に係る料金の収受に関する業務
 - iv その他、四国中央病院が必要と認める業務
その他の取組については、四国中央病院と運営受託者が協議を行うものとします。

(3) 委託業務の専門業者への再委託

上記の委託業務は、全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、委託業務の一部については、予め四国中央病院の承認を得て、専門業者に委託することができます。この場合、委託先の事業者は、業務の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けていなければなりません。
なお、実施に当たっては、仕様書等を作成して実施するものとします。

(4) 個人情報の取扱い

運営受託者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及びガイドラインの規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、公立学校共済組合が定める「公立学校共済組合個人情報保護方針」及び「公立学校共済組合個人情報保護規程」に基づいて、個人情報を適正に取り扱ってください。

(5) 関係法令等の遵守

① 運営受託者が三島医療センターの運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

ア 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

エ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

オ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

カ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

キ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

ク その他三島医療センターを運営するための業務に関連するすべての法令等

② 許認可の取得

運営受託者は、三島医療センターの運営に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

また、許可、認可等を受けたとき、官公署から指導、指示があった場合は、速やかに報告してください。

(6) 使用上の制限等

① 病院の名称は、「公立学校共済組合三島医療センター」とします。

② 運営受託者は、三島医療センターの使用に当たり、施設設備の形質の変更をすることはできません。ただし、予め四国中央病院の承認を受けたときは、この限りではありません。

③ 運営受託者が使用上の制限等に違反した場合は、委託契約を取り消すことがあります。この場合、運営受託者は四国中央病院に対し、一切の補償を請求することはできません。

(7) 運営委託予定期間

① 原則として、2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで（3 年間）とします。

② 天災その他予期せぬ事故又は施設の老朽化等やむを得ない事由による場合には、委託契約の期間中であっても、委託契約を終了することがあります。この場合には、運営受託者から共済組合に対して損害賠償、損失補償その他名義の移管を問わず一切の補償を請求することはできません。また、委託契約解除に伴う諸問題は運営受託者の責任と費用で解決いただくこととなります。

(8) 委託契約終了時の扱い

委託契約が終了し、又は、委託契約が取り消された場合には、直ちに自己の負担により使用した財産を原状に回復して返還していただきます。この場合には、運営受託者から四国中央病院に対して一切の補償を請求することはできません。

ただし、四国中央病院において、原状回復の必要性がないと認められた部分については、この限りではありません。

(9) 運営委託料等

- ① 四国中央病院から運営委託料は支払いません。
- ② 経営収支は全て運営受託者に帰属し、経営収支の責任は運営受託者が負うものとします。
また、四国中央病院は経営上生ずる赤字の補てんを行いません。

(10) 施設使用料

- ① 運営受託者は企画提案による施設使用料を四国中央病院に納付するものとします。施設使用料の額については、3年分の施設使用料を各年度別にした上で、見積もりを提示してください。
- ② 施設使用料の最低基準額は、年額180万円以上（消費税抜き）とします。医業収益等に応じた変動額での提示も構いませんが、少なくとも上記最低基準額は固定額として確保することと、変動額の計算方法及び試算額も提示願います。
- ③ 固定資産税等の公租公課については、四国中央病院が負担します。

(11) 中途解約

原則として中途解約は認めないものとしますが、やむを得ず中途解約をする場合、四国中央病院は違約金として、施設使用料に相当する金額（固定額又は試算額）のうち解除部分に関する金額の100分の10に相当する金額を請求できるものとします。

なお、運営受託者は、運営受託業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を四国中央病院に申し出るものとします。

(12) 職員の雇用

現在、四国中央病院が雇用している三島医療センターの職員は、原則として四国中央病院において勤務するため、三島医療センターの業務に従事する職員は、運営受託者において独自に確保してください。

(13) 運営受託者と四国中央病院の責任分担

運営受託者と四国中央病院との責任・リスク分担は、原則として次表のとおりとします。

なお、詳細については、四国中央病院と運営受託者との間で締結する契約の中で定めます。

ただし、下記に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、四国中央病院と運営受託者が協議の上、責任・リスク分担を決定します。

項目	内容	責任・リスク分担	
		運営受託者	四国中央病院
債務不履行	四国中央病院が契約内容を不履行		○
	運営受託者が業務又は契約内容を不履行	○	

項目	内容	責任・リスク分担	
		運営 受託者	四国 中央病院
運営費の上昇	運営受託者側の要因による運営費用の増大	○	
	四国中央病院側の要因による運営費用の増大		○
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加	○	
診療報酬の改定	収入の減・支出の増	○	
利用料金（診療報酬等）の未納等	利用料金（診療報酬等）の未納者への督促、欠損に伴う収入減	○	
情報の安全管理	運営受託者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等	○	
要求水準の未達成	契約により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等	○	
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減	○	
施設、設備、物品（医療機器、什器備品等）等の管理	維持管理	○	
	運営受託者の管理上における瑕疵及び運営受託者の責めに帰すべき事由による施設、設備、備品等の損傷	○	
	上記以外による施設、設備、備品等の損傷	両者の協議	
	物品の更新	○	△
	施設・設備の改良・改修	両者の協議	
管理運営上の事故等に 伴う損害賠償	医療事故等	○	
	施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合	○	
	四国中央病院側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担		○
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	運営委託期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用	○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

△：別に契約等で定める基準に従って、四国中央病院が負担する場合もある。

(14) 収入および支出に関する事項

① 収入

i 利用料金収入（診療収入等）

三島医療センターの利用に係る料金は、運営受託者の収入となります。よって、三島医療センターの運営に係る収支については、運営受託者が責任を負うこととなり、収入の確保を図る必要があります。

ii 組合員助成費補てん金

公立学校共済組合の組合員が三島医療センターを利用した場合における助成制度に係る費用については、別途定める期間ごとに、実績に応じて、四国中央病院が当該費用を支払うものとし、当該助成制度については、四国中央病院から運営受託者に対し、運営委託開始時及び変更の都度、指示します。

②支出

i 運営経費

運営受託者は、上記①の収入をもって運営経費を賄うものとし、

ii 施設使用料

運営受託者は、上記（10）の施設使用料を四国中央病院に支払うものとし、

(15) 休診日

休診日は、提案に基づき協議により決定します。

なお、現行は以下のとおりです。

① 日曜日及び土曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(16) 診療時間

診療時間は、提案に基づき協議により決定します。

なお、現行は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、となっております。

(17) 年間事業計画

運営受託者は、各年度の 12 月末までに翌年度の事業計画書を四国中央病院に提出するものとし、（様式は任意）

(18) 業務報告

運営受託者は、毎月終了後 10 日以内に毎月の運営状況等について報告書（経理報告は前々月分）を提出するほか、必要に応じて随時報告するものとし、

(19) 帳簿の保存

運営受託に係る諸帳簿及び領収書など証拠書類は、その処理が終了した年度の翌年度から起算して最低 5 年間保存するものとし、

(20) 会計監査

事業内容及び経理については、必要に応じて公立学校共済組合の監査を受けるものとします。

(21) 事業報告及び決算報告の提出

運営受託者は、公立学校共済組合の事業年度（3月決算）終了後2月以内に当該年度の三島医療センターに係る事業報告書及び決算書を提出するものとします。

(22) 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、運営受託者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに四国中央病院に連絡を行うものとします。事故等に関する対応は、運営受託者が責任を持って行うものとします。

また、運営受託者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

(23) 損害賠償

運営受託者の責めに帰すべき事由により、四国中央病院又は第三者に損害を与えた場合は、すべて運営受託者の責任において、その損害を賠償するものとします。

(24) 施設・設備の保全

運営受託者は、四国中央病院の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態に保全するよう使用するものとします。また、法定点検の結果、損害保険の加入契約書の写しは、業務報告に併せ随時提出するものとします。

(25) 備品等の貸与

現有の備品等については、原則無償貸与します。当該備品等については、善良な注意義務を持って、適切な状態で管理し、適切に確認、チェック体制をとるものとします。（備品及び棚卸在庫については、管理台帳により管理してください。）

(26) 消耗品等の引継ぎ

現有の事業用消耗品等については、原則無償で運営受託者に引き継ぎます。

(27) 権利譲渡等の制限

運営受託者は、委託契約の締結によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供することはできません。

4 運営委託終了後の移譲

運営委託期間終了（2022年3月末日を予定）後、運営受託者が三島医療センターの土地及び建物（付随する構築物その他の施設を含む。以下、単に「土地及び建物」という。）の移譲を希望する場合には、当該受託者へ移譲に係る優先交渉権を付与します。

移譲に係る諸条件については、移譲に係る交渉時に四国中央病院との間で、詳細について協議することとなりますが、譲渡後、原則 3 年間は、現三島医療センターの場所で病院の運営を継続することを移譲の条件とします。

また、譲渡価格は譲渡時における不動産鑑定評価額を基準とします。

5 応募者の資格

応募の資格を有する者は、運営委託期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ「1 募集の目的」を達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

なお、個人での応募は受け付けません。

(1) 次の①から⑦までのいずれかに該当する法人等であること。

- ① 医療法第 31 条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県、市町村を除く。）
- ② 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ③ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ④ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ⑤ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- ⑥ 次の規定による法人のうち、病院の運営を目的とするもの
 - i 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の第 40 条第 1 項の規定による社団法人又は財団法人を含む。）
 - ii 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定による公益社団法人又は公益財団法人
- ⑦ 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当すること。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 64 条の規定による改正前の商法第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続

開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (5) 官公庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 現に医療施設を経営しており、過去3年間にわたり安定した経営実績があること。
- (7) 受託した事業を遂行できる財務能力を有し、医師、看護師その他病院運営に必要な職員を継続的に確保できる見込みがあると認められること。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税が未納でない者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 公立学校共済組合の役職員、運営審議会委員又は本公募に係る選定委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者、支配人及び清算人に就任していない法人等であること。

6 応募書類の提出

応募の手続き、スケジュール等は次のとおりです。

(1) 提出書類及び部数

① 様式指定の書類

副本は写しを提出してください。

提出書類	摘要	様式	部数
公立学校共済組合三島医療センター運営受託者応募申込書	鏡文	様式3	正副各1
公立学校共済組合三島医療センターの運営受託に係る事業計画書		様式4	正本1部 副本10部
公立学校共済組合三島医療センターの運営受託に係る施設使用料提示額	封印なき場合は無効	様式5	正副各1
応募者役員名簿		様式6	正副各1
公立学校共済組合三島医療センターの運営受託に係る誓約書		様式7	正副各1

② 応募者に関する書類

正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。

提出書類	摘要	部数
定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	最新のもの	正副各1
応募者の概要を記載した書類	沿革、組織、事業の概要等 ※パンフレット可	正副各1
直近の過去3年分の決算書等	損益計算書、貸借対照表、財産目録、決算付属明細書、事業報告書及び監査報告書	正副各1

	※法人だけでなく、一般病床を有する病院（一般病床でなければ他の病床種別も可）のうち1病院についても、上記資料を提出してください。	
--	--	--

③ 官公庁が発行する書類

3か月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。

提出書類	摘要	部数
法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書		正副各1
印鑑証明書		正副各1
法人都道府県民税・法人事業税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（直近の過去3年分）	滞納していないことの証明書	正副各1

(2) 提出期限と提出方法

2018年12月11日（火）8時30分から12月17日（月）午後5時（必着）まで

※応募書類の提出方法は、持参又は送付とします。ただし、送付する場合は、書留等により到着を確認できるようにしてください。

(3) 提出場所

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233番地

公立学校共済組合四国中央病院 経営企画課 担当：多田、石村

(4) 留意事項

- ① 応募1法人につき、申請は1件とします。
- ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ③ 応募書類の提出期限後においては、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 応募申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。

(5) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催しますので、運営受託者の応募を予定している法人等は、必ず、様式1により参加の申込を行ってください。

① 開催日時

2018年12月7日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

② 開催場所

公立学校共済組合三島医療センター

愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前1684番2

電話 0896-23-2515

③ その他

参加を希望する法人等は、2018年12月5日（水）午後5時までに、四国中央病院経営企画課（下記（6）①iiの受付場所と同じ）まで、持参又は郵送、電子メールにより申込を行ってください。郵送の場合は、同日午後5時まで必着とします。

（6）質問事項の受付及び回答

本要項の内容等に関する質問がある場合には、様式2により提出してください。

① 質問の提出

i 受付期間

2018年12月6日（木）から12月12日（水）の午後5時まで

ii 受付場所

公立学校共済組合四国中央病院 経営企画課（担当：多田、石村）

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町 2233 番地

TEL: 0896-58-3515

E-Mail: kikaku@shikoku-ctr-hsp.jp

iii 受付方法

質問は電子メールで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

なお、電子メール送信後は電話により着信の確認を行ってください。

② 質問に対する回答

2018年12月14日（金）までに電子メールにて、すべての応募希望者に送付します。

なお、企画提案の締切後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできませんので、ご了承ください。

（7）企画コンペ実施スケジュール

日時	内容
12月3日	募集要項の配布（場所：四国中央病院） 又は四国中央病院ホームページからダウンロード
12月7日午後1時30分	応募者に対する現地説明会（場所：三島医療センター）
12月6日から12月12日	募集に関する質問書の受付
12月14日までに	質問に対する回答
12月11日から12月17日	応募書類の受付
12月19日	書類審査
12月25日午後1時30分	審査・プレゼンテーション・運営受託者の内定
12月28日午後1時30分	運営受託者の発表

（8）留意事項

① 公募要項・提出書類様式は、四国中央病院のホームページ (<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/>) に掲載するので、ダウンロードすることも可能です。

② 応募者に説明を行いますので、可能な限り現地説明会に参加してください。

なお、やむを得ない理由により説明会に参加できない場合は、別途参考資料を基に説明させていただきますので、事前に連絡の上、三島医療センターに来ていただきますようお願いいたします。

- ③ 応募書類を持参する場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。

7 運営受託予定者の選定

(1) 運営受託予定者の選定方法

応募者から提出された応募書類等により、書類審査・プレゼンテーションを実施し、運営受託予定者を選定します。提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

審査結果は、応募者に文書で通知します。

(2) 選定審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 所定の審査資格、条件を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ その他不正な行為があった場合

(3) 審査基準

- ① 事業計画案の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるとともに地域住民の健康の保持を図るため、地域の医療機関等との連携に努め、良質な医療を提供するものであること。
- ② 事業計画案に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ③ 事業計画案の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- ④ 施設使用料の提示額が、上記3(10)②に記載の最低基準額を下回らないものであること。

8 運営受託予定者選定後の手続等

四国中央病院は、運営受託予定者と委託契約の細目について協議を行い、委託契約等を締結するものとします。

この場合、必要に応じて運営受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるとし、運営受託予定者はこの求めに対し協議に応じなければならないものとします。

9 契約方法に関する事項

- (1) 四国中央病院は、運営受託者に決定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、運営委託期間を通じての基本的な事項を定めた「基本契約」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度契約」を締結します。

契約書の主な内容は、次の項目を予定しています。

① 基本契約

- ・ 業務内容に関する事項
- ・ 管理物件に関する事項
- ・ 運営委託期間に関する事項
- ・ 施設使用料に関する事項
- ・ 四国中央病院が支払う組合員助成費補てん金に関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 四国中央病院と運営受託者との責任・リスクの分担に関する事項
- ・ 業務計画書に関する事項
- ・ 業務報告及び事業報告に関する事項
- ・ 決定の取消し及び運営業務の停止に関する事項
- ・ 運営委託期間終了後の土地及び建物の移譲に関する事項
- ・ その他、四国中央病院が必要と認める事項

② 年度契約

- ・ 当該年度の業務内容に関する事項
- ・ 当該年度の施設使用料に関する事項
- ・ 当該年度に四国中央病院が支払う組合員助成費補てん金に関する事項
- ・ その他、四国中央病院が必要と認める事項

(2) 契約時の契約保証金は免除します。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有します。

なお、契約金額（施設使用料）は様式 5 に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等の内書きで記載するものとします。

(4) 契約は、四国中央病院において行います。

10 暴力団等排除要請による契約の解除

運営受託者が、警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請を受けることとなった場合は、四国中央病院は契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務

運営受託者は、運営業務を実施するに当たり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（運営受託者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、運営業務の履行に障害になるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行う義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 四国中央病院に報告すること。

- ④ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより運営業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、四国中央病院と協議を行うこと。

12 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 四国中央病院への報告

運営受託者は、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに四国中央病院に報告しなければなりません。

(2) 運営受託者に対する実地調査等

運営受託者の責めに帰すべき事由により運営が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、四国中央病院は、運営受託者に対して運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするとともに、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

(3) 運営受託者の破産等

運営受託者の破産又は財務状況の著しい悪化など運営の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど運営受託者として相応しくないと認められる場合には、四国中央病院は、運営受託者の決定を取り消すことがあります。

(4) 四国中央病院に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により運営受託者の決定が取り消され、四国中央病院に運営受託者の債務不履行による損害が生じた場合には、運営受託者は、四国中央病院に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他、不可抗力の場合

運営受託者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、四国中央病院と運営受託者は、事業継続の可否について協議するものとします。

13 その他

(1) 業務開始までの間における決定の取消し

運営受託者の決定後、その業務開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして四国中央病院との契約の締結に応じないとき。
- ② 運営受託者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、運営受託者として相応しくないと認められるとき。
- ④ 運営受託者が応募者の資格を喪失したとき。

(2) 応募に係る経費

応募書類の作成、応募、審査、プレゼンテーション、契約手続き等に関して必要となる経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出された応募書類等は返却しません。

(4) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、運営受託者が決定するまでの間は応募者に帰属します。運営受託者決定後、選定された応募書類の著作権は四国中央病院に帰属し、選定されなかった応募書類

の著作権は応募者に帰属します。

なお、四国中央病院は、応募書類等を無償で使用できるものとします。

(5) 使用言語及び通貨

応募書類及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(6) 運営受託者が運営を開始するまでの引継ぎ

運営委託前の約2か月間（予定）を引継期間とします。

14 募集要項に関する問合せ先

公立学校共済組合四国中央病院 経営企画課 担当：多田、石村

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町 2233 番地

TEL: 0896-58-3515

FAX: 0896-58-3464

E-Mail: kikaku@shikoku-ctr-hsp.jp